

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成20年度
条 例 名	神奈川県立外語短期大学条例		
条 例 番 号	昭和42年神奈川県条例第35号	法 規 集	第 4 編 第 4 章
所 管 部 局 室 課	県民部学事振興課		
条 例 の 概 要	県立外語短期大学の設置、管理等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	外語短期大学は、外国語及び貿易に関する専門教育を行うための施設である。 この条例は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、外語短期大学の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	外語短期大学は、開学以来、国際経済社会で幅広く活躍できる人材を育成するために、グローバル化の進む実社会で役立つ知識、技能と国際感覚を身につけさせる教育の場として、有効に機能している。 しかしながら、少子化による18歳人口の減少など、本学を取り巻く状況が変わってきたことから、本学は平成22年度末で廃止し、外国語等に関する質の高い研修、教育、研究を行う新しいタイプの高等教育機関への再編を行う。	平成20年 受験者数 233人 合格者数 135人 入学者数 102人 平成19年 受験者数 237人 合格者数 136人 入学者数 108人
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例に規定する授業料等の額は適当であり、また、徴収内容やその手続は効率的なものとなっている。	
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合している）	外語短期大学は平成22年度末で廃止することとし、「神奈川力構想」に位置付けた新しいタイプの高等教育機関へ再編する。	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
その他			
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	外語短期大学については、平成22年度末をもって閉学し、これに伴い本条例を廃止する予定である。	新しいタイプの高等教育機関への再編については引き続きその内容を検討する。
次回見直し予定	— 年度	見直し規定の有無	有 (無)